

もと道南青年の家（旧ロシア領事館）活用事業プロポーザル
審査委員会設置要綱

（目的）

第1条 もと道南青年の家（旧ロシア領事館）活用事業に係る事業者の選定について、適正かつ公正に実施するため、もと道南青年の家（旧ロシア領事館）活用事業プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 募集要項および評価基準の策定に関すること。
- (2) 資格審査、企画提案の評価および事業者の選定に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者により組織する。

- (1) 学識経験者 公立はこだて未来大学 教授 岡本 誠
- (2) 学識経験者 北海道教育大学函館校 准教授 奥平 理
- (3) 建築分野 株式会社 建築企画山内事務所 代表取締役 山内 一男
- (4) 歴史分野 函館工業高等専門学校 特任教授 中村 和之
- (5) 経営分野 公益財団法人 北海道中小企業総合支援センター 道南支部 支部長 高橋 昭彦

2 委員の任期は、所掌事項に関わる協議が終了したときまでとする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により1人を定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ定めた者がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は出席した委員の合議により決し、合議により決することができないときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として非公開とする。

5 委員会は、書面にて開催することができる。

(委員の除斥)

第6条 委員は、プロポーザル方式により選定を受けようとする者と利害関係を有する場合は、議事に加わることはできない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部国際・地域交流課において処理し、会議の議事録を作成したうえで保管するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。